

通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療などに要する交通費を助成します。

対象者	助成内容
町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下の①～③に該当する方	町外医療機関の通院に要する交通費
①在宅精神障がい回復者 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	通院期間 令和4年4月分～9月分まで
②腎臓機能障がい者(人工透析)・指定難病・肝炎患者 ・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方 ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 ・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方	申請書類 ①通院交通費助成金交付申請書 ②通院証明(医療機関で証明印をもらう) ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し ※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります。
③重度心身障がい児等 ・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者 ・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童 ※保護者等の介護者1人についても対象となります。	申請期限 10月7日(金)
	受付窓口 住民課福祉グループまたは上厚真支所

運転免許返納臨時窓口を開設

苫小牧警察署交通一課企画係 ☎ 0144-35-0110 (内線413)

運転免許証の自主返納を考えている人を対象にした、免許返納の臨時窓口を開設します。

日時	運転経歴証明書の申請
10月12日(水) 13時～15時	免許証を自主返納した人は運転経歴証明書の申請も可能です。 ・顔写真(6カ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm) ・北海道収入証紙1,100円(交付手数料、JA厚真支所で購入可能)
場所	申し込み
厚真駐在所(京町31番地)	完全予約制のため前日までに苫小牧警察署に電話で予約をお願いします。 なお、運転免許証返納後は車の運転ができませんのでご注意ください。
持ち物	
運転免許証	

厚真町敬老会の中止

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

今年度の厚真町敬老会は中止します。

毎年9月に実施していた厚真町敬老会は、道内にまん延している新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度も開催を中止します。

農地中間管理機構による農地の借受希望者(受け手)募集

公益財団法人北海道農業公社 日胆支所業務農地課 ☎ 0144-32-8171
町農業委員会事務局 ☎ 27-2409

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社では、農地を借りたい人(受け手)を募集しています。

募集期間	有効期限
年2～3回(5月と9月のほか不定期実施) ※募集は決められた期間のみです。地域農業の担い手、経営規模の拡大や分散 ^{ばらばら} の解消を希望する場合は、借受希望の申請をしてください。 ※この申請により農地の借受が決定するわけではありません。	申請の有効期限は5年間です。以下の場合はご注意ください。 ・平成29年度に申請…5年間の有効期限が切れます。引き続き借受を希望する場合は手続きをしてください。 ・平成28年度以前に申請…既に有効期限が切れています。借受を希望する場合は手続きをしてください。
受付期間	
9月30日(金)まで	

令和4年就業構造基本調査

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

10月1日を基準日として、就業構造基本調査を実施します。

調査概要	調査方法
日本の就業・不就業の実態を明らかにすることが目的で、統計法に基づく基幹統計調査として国が実施する重要な統計調査です。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。	調査をお願いする世帯には、9月下旬に調査員が伺って調査書類を配布します。
調査対象	●より便利にご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、インターネットで簡単に回答することができます。
全国の約54万世帯に普段住んでいる15歳以上の世帯員約108万人(統計理論に基づき無作為に抽出)	

敬老会に係る補助金交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

自治会・老人クラブで独自に敬老会などを実施する場合、実施経費に対して補助金を交付します。

対象団体	申請書類
敬老を祝う事業を実施する自治会、老人クラブ	・補助金等交付申請書 ・事業計画 ・収支予算書 ・参加者名簿
補助対象経費	申請期間
敬老を祝う事業に要した経費	11月30日(水)まで
補助額	
1人につき3,000円 ※満79歳(数え年80歳以上)となる町内在住の高齢者(昭和18年12月31日以前生まれの方)を補助対象とします。 ※1人につき1回の補助	